

埼玉県における緊急事態措置の実施について（案）

令和2年4月7日

本日、新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがありかつ全国的かつ急速なまん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、政府対策本部により、5月6日（水）まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本県においては、まだ急激な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況には至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や、鉄道網・高速道路に沿う形で感染者数が拡大しております。

そのため、首都圏一体となって、ヒト移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的と考えます。

そこで、本県として、法第18条に規定する基本的対処方針及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、5月6日（水）まで埼玉県全域に対して以下のとおり緊急事態措置を実施してまいります。

1. 県民の皆様に対して、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請いたします。【法第45条第1項適用】
2. 事業者の皆様に対して、多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう御協力をお願いいたします。
3. 県立学校（特別支援学校を含む）について、県教育委員会に対して休業を要請いたします。県内の小中学校、幼稚園などについては、この方針を踏まえ、適切な措置を講ずるようお願いいたします。
4. 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。買い占めや売り惜しみなどについては、躊躇なく対応してまいります。

県立学校の休業期間の延長について

令和2年4月7日

教育局

1 県立学校の休業期間の延長

第9回新型コロナウイルス対策本部会議において、県立中学校及び高等学校については、4月12日まで休業期間を延長し、4月13日からの再開を目指すこととし、また、県立特別支援学校については、児童生徒の健康管理や居場所の確保、家庭への負担を考慮し、万全な感染予防対策を徹底した上で、春休み終了後、予定どおり開校するとしていたところである。

本日、政府対策本部長から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、知事から教育委員会に対し県立学校の休業期間の延長等の措置を講ずるよう求められたところである。

このことを踏まえ、県立中学校及び高等学校については、5月6日まで休業期間を延長する。

県立特別支援学校についても臨時休業とし、期間は5月6日までとする。ただし、家庭での受け入れの準備等があるため、必要に応じて4月10日までは開校を可能とする。

2 入学式等

- ・入学式は、原則として万全な感染予防対策を徹底した上で実施する。
- ・県立中学校及び県立高等学校は、参加者を入学者と教職員に限り実施する。県立特別支援学校は、保護者の参加も認めるが最小限とする。
- ・参加者間のスペース確保や式全体の時間の短縮などの工夫をする。
- ・始業式は実施しない。

3 休業中の教育活動等

- ・学習支援や健康観察等の観点から、万全な感染予防対策を徹底した上で、必要最小限の登校日を設定する。
- ・児童生徒の運動不足やストレス解消のため、県立高等学校の校庭を活用する。

4 部活動

- ・部活動は実施しない。

5 子供の居場所の確保

- ・特別支援学校については、やむを得ない事情がある場合、家庭から昼食を持参の上、保護者による送迎を原則として、児童生徒の受け入れを行う。

6 市町村教育委員会への要請

- ・各市町村教育委員会に対し、市町村立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校について、5月6日まで休業するよう要請する。
- ・子供の居場所確保に必要な場合は児童生徒の受け入れを行うよう併せて要請する。

4月8日以降の県施設の対応について

令和2年4月7日

県民生活部

改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、不要不急のヒトの移動を可能な限り抑制するため、

県施設のうち休館する施設を拡充（66施設* 89施設(別紙)）

休館の期限を延長（当面4月19日* 当面5月6日）

（*は4月2日発表時点）

前回本部会議で休館を見送った施設の取扱いは、以下のとおり。

施設区分	利用形態	施設名	今後の対応
県民の命と生活を守る施設	県立病院	循環器・呼吸器病センター がんセンターなど	引き続き休館を見送る
	福祉施設	社会福祉総合センター 精神保健福祉センターなど	
	就業支援施設	ハローワーク浦和サテライト、 若者自立支援センターなど	
県民生活の維持・継続に必要な施設	研修やセミナーに活用される施設	県民活動総合センター 埼玉会館など	<u>休館とする</u>
	産業振興施設	新都心ビジネス交流プラザ 埼玉県産業文化センターなど	
感染の恐れのない施設	開放空間での利用が行われる施設	大麻生ゴルフ場 長瀬射撃場など	<u>休館とする</u>

5月6日まで休館する県施設一覧(4月7日現在)

NO	施設名称	部局名	施設の問い合わせ先	備考
1	別所沼会館	総務部	048-861-5219	休館の方向で調整中
2	平和資料館	県民生活部	0493-35-4111	指定管理施設
3	埼玉県県民活動総合センター	県民生活部	048-728-7117	指定管理施設
4	埼玉会館	県民生活部	048-829-2471	指定管理施設
5	彩の国さいたま芸術劇場	県民生活部	048-858-5500	指定管理施設
6	男女共同参画推進センター	県民生活部	048-601-3111	相談事業については実施
7	生活科学センター	県民生活部	048-261-0993	指定管理施設
8	武道館	県民生活部	048-777-2400	指定管理施設
9	スポーツ総合センター	県民生活部	048-774-5551	
10	防災学習センター	危機管理防災部	048-549-2313	指定管理施設
11	環境科学国際センター	環境部	0480-73-8363	展示館を休館
12	埼玉県長瀬射撃場	環境部	0494-66-1111	指定管理施設
13	自然学習センター	環境部	048-593-2891	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
14	狭山丘陵いきものふれあいの里センター	環境部	04-2939-9412	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
15	さいたま緑の森博物館	環境部	04-2934-4396	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
16	環境整備センター	環境部	048-581-4070	施設見学を休止
17	障害者交流センター	福祉部	048-834-2222	指定管理施設
18	伊豆潮風館	福祉部	0557-51-1504	指定管理施設 4月4日から休館
19	県民健康福祉村	保健医療部	048-963-7111	指定管理施設 屋内のジム及びプール、屋外のテニスコートのナイター利用を休館。 屋外施設の利用は規制しない。
20	埼玉県産業文化センター (ソニックシティホール棟)	産業労働部	048-647-4111	指定管理施設
21	彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム	産業労働部	048-265-2500	運営委託
22	彩の国ビジュアルプラザ 公開ライブラリー	産業労働部	048-268-8000	運営委託
23	彩の国ビジュアルプラザ 映像ホール	産業労働部	048-265-2591	
24	新都心ビジネス交流プラザ	産業労働部	048-830-3908	
25	東部地域振興ふれあい拠点施設	産業労働部	048-734-3005	指定管理施設
26	西部地域振興ふれあい拠点施設	産業労働部	049-249-3777	指定管理施設
27	農林公園	農林部	048-583-2301	指定管理施設 木材文化館を休館
28	農業大学校販売実習棟	農林部	048-501-6845	
29	花と緑の振興センター	農林部	048-295-1806	展示コーナーを休館
30	水産研究所	農林部	0480-61-0458	観賞魚展示棟を休館
31	県民の森	農林部	0494-23-8340	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
32	みどりの村	農林部	0494-75-3441	指定管理施設 若者センター(小鹿野町所管)は休館
33	森林科学館	農林部	0494-56-0026	指定管理施設 屋外施設の利用は規制しない。
34	秩父高原牧場	農林部	0494-65-0311	モーモーハウス内の体験自習室は閉鎖 多目的トイレ・授乳室のみ解放
35	合角ダム管理所	県土整備部	0494-78-0285	展示室、ダムカード配布一時休止
36	権現堂調節池管理所	県土整備部	0480-43-2895	展示室、ダムカード配布一時休止
37	有間ダム管理所	県土整備部	042-979-0914	ダムカード配布一時休止 有間ダムには、展示室はありません
38	さいたまスーパーアリーナ	都市整備部	048-601-1122	指定管理施設 メインアリーナ・コミュニティアリーナ・展示ホール・TOIROを休館

別表

39	大宮公園	都市整備部	048-641-6391	直営施設・指定管理施設 小動物園を休園、(体育館は3/31で廃止) 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用休止を予定
40	上尾運動公園	都市整備部	048-771-4245	指定管理施設 体育館を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
41	川越公園	都市整備部	049-241-2241	指定管理施設 フットボール場を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
42	所沢航空記念公園	都市整備部	04-2996-2225	指定管理施設 所沢航空発祥記念館を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
43	こども動物自然公園	都市整備部	0493-35-1234	指定管理施設 動物園を休園
44	熊谷スポーツ文化公園	都市整備部	048-526-2004	指定管理施設 熊谷ドーム・体育館を休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
45	羽生水郷公園	都市整備部	048-565-1010	指定管理施設 さいたま水族館を休館
46	秩父公園	都市整備部	0494-25-1315	指定管理施設 音楽堂、野外ステージを休館 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用中止を予定
47	秋ヶ瀬公園	都市整備部	048-865-7966	指定管理施設 4/8からテニスコート等の屋外有料施設の利用休止を予定
48	埼玉スタジアム2002公園	都市整備部	048-812-2002	指定管理施設 4/8からフットサルコート等の屋外有料施設の利用休止を予定
49	吉見総合運動公園	都市整備部	0493-54-4701	指定管理施設 4/8からパークゴルフの利用休止を予定
50	吉川公園	都市整備部	048-955-2067 (みさと公園管理事務所)	指定管理施設 4/8から野球場等の屋外有料施設の利用休止を予定
51	しらこぼと公園	都市整備部	048-977-5111	指定管理施設 4/8から多目的グラウンド等の屋外有料施設の利用休止を予定
52	加須はなさき公園	都市整備部	0480-65-7155	指定管理施設 4/8からの多目的グラウンド等の屋外有料施設利用休止を予定
53	荒川大麻生公園	都市整備部	048-645-0570 (埼玉県生態系保護協会)	指定管理施設 4/8から多目的広場の利用休止を予定
54	権現堂公園	都市整備部	0480-53-1553	指定管理施設 4/8から球技広場の利用休止を予定
55	大久保浄水場	企業局	048-852-8841	施設見学を休止
56	庄和浄水場	企業局	048-746-4411	施設見学を休止
57	行田浄水場	企業局	048-559-3660	施設見学を休止
58	新三郷浄水場	企業局	048-953-6565	施設見学を休止
59	吉見浄水場	企業局	0493-54-1484	施設見学を休止
60	水質管理センター	企業局	048-558-1051	施設見学を休止
61	柿木浄水場	企業局	048-953-6565	施設見学を休止
62	吉見ゴルフ場	企業局	0493-54-2231	4月8日から営業を休止
63	大麻生ゴルフ場	企業局	048-533-7773	4月8日から営業を休止
64	妻沼ゴルフ場	企業局	048-588-8565	4月8日から営業を休止
65	荒川水循環センター	下水道局	048-421-5861	施設見学、マホールド配布を休止
66	元荒川水循環センター	下水道局	048-728-2011	施設見学、マホールド配布を休止
67	新河岸川水循環センター	下水道局	048-466-2400	施設見学、マホールド配布を休止
68	中川水循環センター	下水道局	048-952-3351	施設見学、マホールド配布を休止
69	古利根川水循環センター	下水道局	0480-22-3819	施設見学、マホールド配布を休止
70	新河岸川上流水循環センター	下水道局	049-224-2741	施設見学、マホールド配布を休止
71	市野川水循環センター	下水道局	0493-62-0410	施設見学、マホールド配布を休止
72	荒川上流水循環センター	下水道局	0493-62-0410	施設見学、マホールド配布を休止
73	小山川水循環センター	下水道局	0495-21-7997	施設見学、マホールド配布を休止
74	歴史と民俗の博物館	教育局	048-641-0890	
75	さきたま史跡の博物館	教育局	048-559-1111	
76	嵐山史跡の博物館	教育局	0493-62-5896	

別表

77	近代美術館	教育局	048-824-0111	
78	自然の博物館	教育局	0494-66-0404	
79	文書館	教育局	048-865-0112	
80	川の博物館	教育局	048-581-7333	指定管理施設
81	熊谷図書館	教育局	048-523-6291	
82	久喜図書館	教育局	0480-21-2659	
83	加須げんきプラザ	教育局	0480-65-0660	
84	大滝げんきプラザ	教育局	0494-55-0014	
85	長瀬げんきプラザ	教育局	0494-66-0177	指定管理施設
86	小川げんきプラザ	教育局	0493-72-2220	指定管理施設
87	神川げんきプラザ	教育局	0495-77-3442	指定管理施設
88	名栗げんきプラザ	教育局	042-979-1011	指定管理施設
89	さいたま文学館	教育局	048-789-1515	指定管理施設

○休館状況は各施設によって異なります。(建物自体は開館しているなど)

○詳細については、施設へお問い合わせください。

県主催イベント等の取扱いについて

令和2年4月7日

危機管理防災部

新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、5月6日まで県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、入学式などこの期間に実施する必要があり、やむを得ず開催する場合は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示す「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」を参考に適切な措置を講じる。

指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。